

【13 釈文】 手負い人治療引請け状（天保5年）

差出申引取一札之事

一当二日夜、伊三郎義、其御村地内二而、相手何方之  
もの二御座候哉、手負二相成候処、疵口相改候得者、  
療治等差加へ申候ハ、快気茂可レ有レ之与存候二付、  
御村役人衆中江此段御願申、同人身分之儀者  
親類方へ引請、成丈療治仕度候、尤御村方二而  
者御検使願上度旨被二仰聞一候得共、再忘

御願申上、引請二相成候上者、已来何様之  
御尋御座候共、親類・引請之もの共一同罷出、  
申訳ケ仕、其御村方江御苦難相掛ケ申間敷候、  
為二後日一親類一同引請一札差出申処、仍而如レ件

佐位郡島村

伊三郎親類

松之助<sup>①</sup>

天保五年

七月三日

同

次郎八<sup>②</sup>

境村

御役人衆中

【13 読み下し文】

差し出し申す引き取り一札（いっさつ）の事

一当二日夜、伊三郎義、其（そ）の御村地内にて、相手何方（いずかた）のものに御座候哉、手負いに相成り候処、疵口（きずぐち）相改め候えば、療治（りようち）等差し加え申し候はば、快気もこれ有るべくと存じ候に付、御村役人衆中へ此（こ）の段御願い申し、同人身分の儀は

親類方へ引き請け、成丈（なるたけ）療治仕（つかまつ）り度候、尤（もつと）も御村方にて」

は御検使願い上げ度旨仰せ聞かされ候えども、再応（さいおう）

御願い申し上げ、引き請けに相成り候上は、已来（いらい）何様（いかよう）の」

御尋ね御座候とも、親類・引き請けのもの共一同罷（まか）り出、

申し訳け仕り、其の御村方へ御苦難（くなん）相掛け申す間敷（まじく）候、後日の為（ため）親類一同引き請け一札差し出し申す処、仍（よつ）て件（くだん）の如し」

（一八三四）

天保五年

七月三日

佐位郡島村

伊三郎親類

松之助<sup>印</sup>

同

次郎八<sup>印</sup>

境村

御役人衆中